

「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」等の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

「水質基準に関する省令」及び国の「飲用井戸等衛生対策要領」の一部改正を踏まえ、当該省令及び要領に準じて水道法適用外の小規模水道等に関する水質基準等を定めている当該規則等についても安全で衛生的な飲料水の確保の観点から、一部改正を行うものです。

なお、当該規則等は町村域のみを対象としており、市域は各市において、別途条例等を定め対応しています。

2 改正を行う規則等

- (1) 「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」
- (2) 「神奈川県飲用井戸衛生管理要綱」（行政指導指針）
- (3) 「神奈川県飲用井戸衛生管理要綱の実施について」（行政指導指針）

2 主な改正の内容

- (1) 小規模水道に関する事項
 - ア 水質基準事項に「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（別名P F O A）」を加え、基準を「0.00005mg/ℓ以下であること。」とします。
 - イ P F O S及びP F O Aを周辺の水質検査結果等から判断して、所管地域の保健福祉事務所長が特に必要と認めた場合に既存の11項目に加えて定期の水質検査を行う事項とします。
- (2) 飲用井戸に関する事項
 - ア P F O S及びP F O Aを周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目とします。

3 施行日

令和8年4月1日